

佐渡市立金井中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

《基本理念》

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。よって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を講じる。

《いじめの定義》

いじめとは、「生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

「いじめ防止対策推進法」第2条による

いじめ類似行為とは、生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条の2による

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

《学校及び職員の責務》

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止基本方針の策定

以下の内容等を踏まえて、学校の実情に応じたいじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。

（１）学校基本方針の内容

- ア いじめの防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。
- イ いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ 校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。
- エ いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して的確に機能しているかを、いじめ等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

（２）学校基本方針の策定上の留意事項

- ア 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校基本方針となるよう努める。
- イ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ウ 策定した学校基本方針は、生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなど、工夫を行い周知を図る。

3 学校におけるいじめの防止対策等のための組織

学校基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップの下、いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を有する「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

(1) いじめ不登校対策委員会の設置

<いじめ不登校対策委員会①>

〈構成員〉◎生徒指導主事、校長、教頭、養護教諭、各学年主任、スクールカウンセラー
(必要に応じて心の教室相談員、市教委、児童相談所、地区担当保健師、子ども若者相談センター等の関係機関)

〈活動〉ア アンケート調査及び教育相談に関すること
イ いじめ不登校事案発生時の対応

〈開催〉週1回の生徒指導部会を定例会とし、いじめ不登校事案発生時はその都度開催する。

<いじめ不登校対策委員会②>

〈構成員〉◎生徒指導主事、校長、教頭、養護教諭、各学年主任、PTA正副会長、学校運営協議会委員

* 重大ないじめ事案が発生した場合は、佐渡警察署も構成員に加える。

〈活動〉ア いじめ不登校問題に対する生徒・保護者・地域住民の理解を深めること
イ いじめ不登校事案発生時対応の協力要請

〈開催〉重大ないじめ不登校事案発生時

(2) いじめ不登校対策委員会の想定される役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ 生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し、記録し、共有する。
- エ いじめの疑いに関する情報があつたときには、学校が組織的に対応するための中核となる。

(3) いじめ不登校対策委員会の運営上の留意事項

- ア いじめ不登校対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内での確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめへの対処に関する判断は、同委員会が中核となって組織的に行う。
- イ いじめ不登校対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証と改善を行う。具体的には、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を行う。
- ウ いじめ不登校対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、生徒や保護者等からの訴えを、抱え込まずに全て同委員会に報告・相談する。

4 学校におけるいじめの防止等に関する措置

以下により、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けた指導は、全ての生徒を対象に行う。

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実する。
- イ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、「いじめ見逃しゼロスクール集会」や「あいさつ運動」等のいじめを防止するための生徒の主体的な活動を支援するなどして、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ウ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感や自己肯定感を育てる。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土をつくる。
- エ 他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し協力しながら問題解決を図る意欲や態度な

ど、生徒の社会性を育成する。

オ 教職員が自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、学校全体で言語環境の整備に努める。

カ 教職員は常に温かく生徒を見守ると共に毅然とした態度で生徒と接することを心掛け、生徒及び保護者との信頼関係の構築に努める。

(2) いじめの早期発見

ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多い。そこで、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもつて的確に関わり、積極的な認知に努める。

イ いじめを早期に発見するために、在籍する全校生徒に対する「心の健康チェック」を毎月（8月、3月を除く）実施する。また、その集計結果を全職員で共有し、きめ細やかにいじめの予兆を捉える。アンケートの結果に応じて、即時「教育相談」を行う。

ウ 毎週行う生徒指導部会で、気になる生徒について情報を共有し、対応を検討する。

エ 各学期に1回、全校生徒を対象とする「教育相談」を実施する。

オ 相談体制・相談環境を整備し、心の教室相談員やスクールカウンセラーの活用を促す。

カ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して生徒の見守りを継続する。

キ 生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、学校及び教育委員会のいじめ相談の窓口を明確にし周知を図る。

ク 保護者がその保護する生徒の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

(3) いじめへの対処

ア いじめを発見し、または通報を受けた場合には、どんな些細なことでも特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ不登校対策委員会を中核として複数で組織的に対応し、正確な情報のもと、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒を守り通す。いじめたとされる生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。いじめを受けた生徒の保護者及び、いじめを行った生徒の保護者の双方に対する支援、助言を継続的に行う。

イ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。保護者に対しては、迅速で誠意ある対応を心がけ、責任をもって説明する。

ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。

エ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、加害側に対しては指導内容を丁寧に説明し、被害側に対してはその思いに正対して解決策を提案するなど、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

オ 法第23条第1項の規定によるいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員会に報告する。

(4) 関係機関との連携

ア いじめを認知した場合は、直ちに教育委員会に報告し、指導・指示を受けながら組織的な対応を図る。

イ いじめの防止等のための対策を適切に行うため、「学校警察等連絡協議会」や「青少年健全育成協議会」等との連携を推進する。

(5) 情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処

インターネットによるいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを、生徒に身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要がある。生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発活動等を行う。

インターネット上への不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を

求める。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、学校は直ちに所轄の警察署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

生徒及び保護者が、「発信される情報の高度な流通性」「発信者の匿名性」「その他インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的に対応ができるよう、必要な啓発活動を行う。

- ・新入生入学説明会やPTA総会で説明する。
- ・生徒指導主事が全校朝会等で全生徒を対象に「携帯・ネットトラブル」について講義する。
- ・外部講師を招いての「携帯・ネットトラブル防止教室」を開催する。

(6) いじめ解消の要件

いじめが「解消している」条件とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事案も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

いずれも、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ その他

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間に渡って学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、いじめ不登校対策委員会①を開催し、以下の対処を行う。

- 1 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会に速やかに報告する。
- 2 市教委と協議の上、当該事態に対処するいじめ不登校対策委員会②を設置する。
- 3 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- 4 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。